

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する 特定電気通信役務の基準料金指数の設定について

1. 背景

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の提供する加入電話等に係る料金について、平成12年10月1日以降プライスカップ制度[※]が導入されている。料金水準の上限である基準料金指数の設定に当たって必要となる生産性向上見込率(X値)については、3年ごとに見直しが行われることとなっている。

総務省において、次期(平成24年10月1日から3年間)に適用されるX値を算定する際に留意すべき事項を検討、整理することを目的として、平成23年11月から、「プライスカップの運用に関する研究会」が開催され、当該研究会報告書(平成24年3月28日公表)において、X値を消費者物価指数変動率と連動させることが適当との考え方が示されたところ。

これは、NTT東西の特定電気通信役務に係る収入・費用予測や経営効率分析の結果を踏まえたX値の試算の結果、消費者物価指数変動率を上回るX値も下回るX値も設定され得る試算結果が得られたところ、X値を一意に定めることが困難であることやIP網への移行に対する政策の中立性及び公正競争の確保といった政策的観点も踏まえ、X値を消費者物価指数変動率と連動させることが適当と整理されたものである。

本件は、以上を踏まえて、本年10月から明年9月末までの基準料金指数を設定することについて、情報通信行政・郵政行政審議会に対し諮問を行うものである。

※ 第一種指定電気通信設備を用いて提供され、競争が十分に進展しておらず、市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難であることが想定されるサービス(指定電気通信役務)のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きい、国民生活・経済に必要不可欠なサービス(特定電気通信役務)に対して料金水準の上限を定めるもの。実質的な料金の低廉化を図ることにより利用者の利益を確保しつつ、事業者に経営効率化努力のインセンティブを与える規制として導入(平成12年10月適用開始)。

2. 本年10月から明年9月末までの基準料金指数について

(1) 音声伝送バスケットについて

引き続きX値を消費者物価指数変動率と連動させることとし、前期の基準料金指数を維持する。

(2) 加入者回線サブバスケットについて

音声伝送バスケットと同様、引き続きX値を消費者物価指数変動率と連動させることとし、前期の基準料金指数を維持する。

区分(バスケット)	H23. 10~H24. 9	H24. 10~H25. 9
音声伝送バスケット	92.7	92.7
加入者回線サブバスケット	100	100